

**第72回
評議員会**
日時：7月12日(日)13時半～
場所：千葉土連本部7階

ちば労連
ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第343号
2020年
6月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 343 号 URL 版 2020 年 6 月 30 日
発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター
電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

新型コロナウイルスの影響

採算第一でいいのか

4月7日に非常事態宣言が発令されました。宣言期間中に新型コロナウイルス感染症対策で各組織が奮闘しました。感染が恐れられる中、特にコロナ感染患者を多く受け入れた病院や感染リスクがある保育園で、感染のリスクを押して、頑張るなかまの活動を紹介します。

医労連 病院の存続危機

新型コロナウイルス感染者病床確保

現在、新型コロナウイルスを受け入れてきた病棟も、何とか役割を終了する状態になっています。そうした状況の中、今後に向けての課題も明らかになってきました。

直近の課題としては、すべての医療・介護・福祉施設への必要な公的財政補助を実施させるということです。感染者を受け入れてきた病院や、集団感染が発生してしまった介護・福祉施設に対し、何らかの財政補助が必要です。

しかし実際には、感染者を受け入れていない医療機関、介護・福祉施設でも、大幅な患者・利用者減が発生しており、その分の減収は深刻な規模になっています。

その結果、この夏の一時金の回答は総じて、例年よりも厳しいものになっていますし、3月に示した回答を見直し削減して、再回答という形で改めて示してくる経営者も少なくありません。新型コロナウイルスの対応で心身ともに疲弊したあげく、夏の一時金が例年よりも大幅に削減ということでは、心身ともに維持し続けることはできません。多くの医療機関や介護・福祉施設が継続できるかどうかという事態でもあります。早急にすべての医療や介護、福祉施設に具体的な財政措置を講じなければ、予想される第2波、3波の襲来が現実になった時に、対応する医療や介護、福祉が現在よりも脆弱になっている、ということになりかねません。第2波、3波の襲来は何とか防げたとしても、日常的に必要な医療・



コロナ感染の検査をする医療従事者

介護・福祉が大きく後退し、一人ひとりの人間らしく生きていく権利、生存権そのものが守られない事態になりかねません。

採算重視の医療

もう一つは、この国の医療・介護・福祉を、これからも「採算が取れるかどうか」で判断していくのかという課題です。新自由主義がすすんでいる中で、医療・介護・福祉までが採算が取れるかどうかで判断され、儲けの対象にされてきました。採算が取れなければ公的病院も民間へ売り渡す、というやり方が強行されてきました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大への対応を最前線で支えたのは、間違いなく公立病院・公的医療機関です。

政府の公的病院つぶし

政府の公的病院つぶしが、もっと進行している中であったら、と仮定すると心底ゾッとします。こうした現実が突きつけられる中で、厚労省も公立・公的病院潰しとベッド削減をすすめる地域医療構想をこれまで通りにはすすめられなくなっています。

医療や介護、福祉は採算だけでは測れない。当面、医療・介護・福祉施設と労働者を守る緊急大規模財政措置を国に求めます。

そして、その財源は、労働者・国民のいのちと暮らしをないがしろにしながらかつめ込んできた、大企業の内部留保とすべきです。

いのちと暮らしと人間の尊厳をずたずたにしながらかつめ込んできた新自由主義を葬り、一人ひとりのいのちと暮らしと尊厳こそが最優先に守られる社会へ転換したい。その先頭に立って要求し、運動をけん引していく役割が、医労連をはじめすべての労働組合に求められています。

福保労 感染リスクの中、開園

この度の新型コロナウイルス感染症が、世界中で猛威を振るい、多くの人たちが自粛を余儀なくされ、日常生活を制限する日々が続いています。

そんな状況で、医療の最前線に立ち続け、拡大を抑え、私たちの生活を守ってくれている医療従事者や、インフラを支える方たちをはじめ、日夜働き続けている方たちにはとても感謝しています。

保育福祉の現場実態

保育福祉の世界において、保育園内は対策は施しますが、避けるべき3密の状態になってしまう環境です。自治体からも保育園を利用する家庭に、極力の登園自粛を要請するなど、感染拡大防止のために努めてきました。

しかし、保育園という立場上、強制的に休園とすることもできません。保育現場の労働者は、感染のリスクにおびえながら満員電車で通勤したり、品薄が続いているマスクを手作りし、洗濯して繰り返し使用しながら働きました。

子どもたちやその近くに住む高齢者を含めた家族の方たちの命や健康を何よりも大切に。そのためには出来る限り、対策を講じ、保育にのぞみました。

安全対策が必須

ただ、職員自身の健康もまた同じように、守る必要があります。国や自治体には、休園措置を含む、働く人の安全対策を講じてほしいと強く要望します。

登園自粛に長い期間、協力をいただいた家庭も、緊急事態宣言が解除されると、次第に職場復帰し、保育園に登園してくる子の人数も増えてきました。

登園は望ましいことですが、それで「よかった」と終わらせてはいけません。第2波、第3波も感染拡大の恐れは残っています。

久しぶりに登園してきたこともあり、4月の進級・入園したばかりの頃のような新しい環境への不安

や戸惑いを感じている子もいます。そういう子たちの、心身ともに、安心できるような関りを大切に、これからまた職員同士が団結する気持ちを新たに、保育をしていこうと思います。

登園自粛期間中の職員の待遇問題

また、この登園自粛期間中の職員の待遇についても、各地で悲鳴の声が上がっています。正規・非正規職員やパートタイム勤務職員は、この間、出勤自粛で対応した保育園もありました。

しかし、この出勤自粛は社会の情勢を考慮し、やむを得ない業務命令でもあるにもかかわらず、「労働をしていない」という理由で賃金を不当に減額されたり、「満額で欲しかったら、有給休暇で対応するように」と、言われたりしたところもありました。感染予防のためのはずの自粛が、まるで怠けて働いていないように、扱われているのです。国からの補助金は満額支払われているのに、この有り様です。

新型コロナからも、労働者を取り巻く待遇の問題からも、労働組合員だけでなく、職員一同力を合わせ、適切な待遇になるように、働きかけていきたいと思っています。

この新型コロナウイルス感染症の問題が、特効薬の開発とともに、一日も早く収まり、これ以上感染者が出なくなることを祈る毎日です。



新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛などにより、感染者数は減少傾向となっている▼PCR検査体制を強化し、必要に応じ適切に検査が実施できることが何よりも大切。

しかし、首都圏では市中感染の全体像の把握が遅れ、いつどこで感染するかわからない状況が続いている。また、感染しても入院を断られ、重症化して手遅れになるなど深刻な事例も発生している。地域での新型コロナ感染に対応する外来診療体制の強化と病床の確保は喫緊の課題▼第2波の感染拡大に対応するために、欠かせないことは、医療崩壊を防ぎ、医療従事者を守るため、私たちは国に対し、声を上げていく必要がある。



【2面】

千葉土建でコロナ相談窓口

相談件数 208 件 たよりになる組合を実践

千葉土建では6月5日から3日間、組合員を対象に労働、経営、生活、法律、医療、育児などに幅広く対応する『コロナなんでも電話相談』を実施。各支部の書記局員が相談員として配置され午前10時から午後4時まで3時間交代で18名が対応しました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は建設現場にも広がっています。4月7日に発動された緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、都内での感染者数は解除後の6月2日には30人を超え、感染拡大の第2波が懸念されています。現場の閉所は個人事業主である一人親方の組合員にとって、自身の収入が途絶えることに直結し、従業員のいる事業主は売り上げの減少で賃金が払えないなどの問題が発



コロナに関する労働相談を受ける＝千葉土建会館

生じます。医療や観光など様々な面で被害を出している新型コロナウイルスは、建設業界に大きな影響を与えています。

千葉土建は4月から各支部・本部に「助成金の制度を知りたい」など様々な相談が寄せられています。「現場が止まった」「資材が届かない」ことにより「売上が減少していて立ち行かない」という声の大半をしめていました。

期間中の相談件数は10件でした。持続化給付金で「自分が対象なのか」「必要書類は何か」「申請しているがエラーになった」という相談が7件で最も多く、制度の内容を説明し、売上台帳の作成の仕方や申請方法などを案内しました。中には「昨年4月から9月まで労災で休み収入がなかったが、申請できるのか」「昨年の確定申告を事業ではなく給与で申告していて、オンラインの申請画面でエラーになった」などイレギュラーな相談もありました。

当日の相談件数は多くありませんでしたが、4月から本部・各支部に寄せられた相談は6月7日の相談窓口終了時点で合計208件になりました。支部の書記局員は、2019年の台風・豪雨の時も組合員の自宅の被災はないか、火災共済に加入の組

合員が給付対象の被害はないか、確認をしました。「組合は相談に乗ってくれる」「組合は情報交換の場」を教訓とし「何でも千葉土建に相談出来る」という印象が強く、今回の新型コロナウイルスでも実践されました。

格差是正・最賃宣伝行動を実施

コロナによる労働相談は千葉労連へ

新型コロナウイルス感染拡大、緊急事態宣言に伴う経済ダメージが大きく広がっています。格差を是正し労働者・国民の生活を底上げ・下支えする「最低賃金の全国一律制確立と1500円への大幅引き上げ」の、2つの最低賃金改善の重要性和緊急性が、いっそう高まっています。

日本商工会議所等の経営者団体は、かつてない経済不況が予想されるとして、政府に最低賃金引き上げの凍結要望を出すなど、攻勢を強めています。最賃引上げの運動を強めなければ、これまでの最賃改善の流れを変えられかねない情勢です。

千葉労連は6月4日と15日に「最賃全国統一行動」「第4次最賃デー」の宣伝行動にそれぞれ取り組みました。

宣伝行動には自治労連、千葉労連ユニオンが参加し、「現在の千葉県の最賃は923円。これでは1ヶ月働いてもまともに生活できない」「コロナの影響で落ち込んだ経済を活性化させるためにも、最賃の引き上げは重要」「隣の東京都との最低賃金の差は90円。これでは労働者は東京に行ってしまう。全国一律最賃制が必要」「コロナの影響で労働相談が増えている。何かあった場合はチラシに記載されているフリーダイヤルに電話をかけて相談してほしい」と、参加者がそれぞれ訴えました。

大切なことはコロナ禍を経て、大企業や富裕層優先で国民には格差と貧困、増税を強いる元の社会に戻る事ではありません。8時間働けば誰もがふつうに暮らせる社会、基本的人権など生存権が守られる公正・公平な社会に変えていくことです。

7月上旬には、中央最低賃金審議会での2020年度最賃目安の改定議論がはじまります。最低賃金改善による格差是正と国民生活の底上げ実現のため、千葉労連としてより一層の最賃運動の強化をしていきます。

労働相談一ヶ月

～新型コロナ救えない“人”～

Q 遠距離定期バス運転手・40 代、新型コロナで欠行となり、自宅待機となりました。給与は本給が全額支払われていますが、通常の手取りの 3 分の 1 で、手当や残業代は無く、保険料や税金を引かれると手取りは約 10 万円です。25 日に、家のローンの支払いがありますが、払えません。特別給付金 10 万円の手続きはしましたが、振込はいつになるかわかりません。小口資金の貸付はすぐにはできず、返済もできません。銀行に支払いを猶予してもらおうと思い、元金は支払いを延ばせるが、利息は払ってもらおうといわれました。支払いの 3 分の 2 は利息です。ダブルワークは禁止で、ばれたらやめさせられます。どうすればいいのか。

A 相談者はすぐに現金が必要と言います。旅客運送や貨物の運転手等の賃金体系は、仕事をする手当がついて生活可能な賃金額になる仕組みです。

そのため、コロナで突然仕事がなくなる事態に対応できません。国からの緊急の救済を求めますが、現在の仕組みは、困っている個人に直接現金が届く仕組みにはなっていません。

支払日に間に合う形で現金を手にするには、サラ金から借りるか、親類・知人から借金するか、家を手放すか、など限られた方法しかありません。

国の制度は、個人救済を行う仕組みになっていません。10 万円を担保に自治体から無利息で借りられないか等々。ギリギリの相談が続きましたが、対応不能で、引き続き相談を継続することになりました。

そんな時に、救済に使うお金を何十億も懐に入れ、ほくそ笑んでいる輩がいるという報道に怒り心頭です。安倍自民・公明政権を変える以外に対策は無いようです。【中林】